

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
法務・法人局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

道病院事業管理規程

○北海道病院事業条例施行規程の一部を改正する規程.....	1
○北海道道立病院局財務規程の一部を改正する規程.....	1
○北海道道立病院局組織規程の一部を改正する規程.....	4
○北海道道立病院局処務規程の一部を改正する規程.....	5
○北海道病院事業職員給与規程の一部を改正する規程.....	5

道 病 院 事 業 管 理 規 程

北海道病院事業条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年3月30日

北海道病院事業管理者 鈴木信寛

北海道病院事業管理規程第20号

北海道病院事業条例施行規程の一部を改正する規程

北海道病院事業条例施行規程（平成29年北海道病院事業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項の表使用料の部妊婦診察料の項の次に次のように加える。

妊婦超音波検査料	1回につき3,500円	公費負担の対象とならない検査料
----------	-------------	-----------------

第8条第1項の表使用料の部予防接種料の項を次のように改める。

予 防 接 種 料	インフルエンザ ワクチン予防接 種料	1回につき3,500円	
	上記以外の予防 接種料	1回につき使用した薬剤の実費 に3,240円を加算した額	

附 則

- この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- この規程の施行の日前に、この規程による改正前の北海道病院事業条例施行規程の規定

により医療を受けた者に係る手数料については、なお従前の例による。

北海道道立病院局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年3月30日

北海道病院事業管理者 鈴木信寛

北海道病院事業管理規程第21号

北海道道立病院局財務規程の一部を改正する規程

北海道道立病院局財務規程（平成29年北海道病院事業管理規程第18号）の一部を次のように改正する。

「第9章 決算（第188条—第192条）

第10章 計理状況の報告（第193条）

第11章 証拠書類（第194条—第197条）

第12章 予算

目次中 第1節 予算の編成（第198条—第204条） を

第2節 予算の執行（第205条—第216条）

第13章 企業出納員の公印（第217条—第219条）

第14章 補則（第220条—第229条） 」

「第9章 債権（第188条—第201条）

第10章 決算（第202条—第206条）

第11章 計理状況の報告（第207条）

第12章 証拠書類（第208条—第211条）

第13章 予算 に改める。

第1節 予算の編成（第212条—第218条）

第2節 予算の執行（第219条—第230条）

第14章 企業出納員の公印（第231条—第233条）

第15章 補則（第234条—第243条） 」

第2条第2号中「病院を」を「病院（北見病院を除く。）を」に改める。

第10条に次の1項を加える。

4 経営改革課長及び人材確保対策室長は、前項の規定により病院経営課長が専決できる事項のうち、所掌する事務に係る次に掲げる事務を専決することができる。

(1) 収入を徴収すること。

(2) 支出を命令すること。

第38条を次のように改める。

第38条 削除

第111条の次に次の1条を加える。

(請書等の徴取)

第111条の2 商取引の慣習上契約書の作成がなじまない契約の場合は、請書その他これに準ずる書面に代えることができるものとする。

第229条を第243条とし、第220条から第228条までを14条ずつ繰り下げ、第14章を第15章とする。

第13章中第219条を第233条とし、第218条を第232条とし、第217条を第231条とし、同章を第14章とする。

第12章第2節中第216条を第230条とし、第212条から第215条までを14条ずつ繰り下げる。

第211条中「第209条」を「第223条」に改め、同条を第225条とし、第210条を第224条とし、第205条から第209条までを14条ずつ繰り下げる。

第204条中「第199条」を「第213条」に改め、第12章第1節中同条を第218条とする。

第203条を第217条とし、第198条から第202条までを14条ずつ繰り下げ、第12章を第13章とする。

第11章中第197条を第211条とし、第196条を第210条とし、第195条を第209条とする。

第194条第1項第12号中「(昭和22年政令第16号)」を削り、同条を第208条とし、第11章を第12章とする。

第10章中第193条を第207条とし、同章を第11章とする。

第192条第1項中「5月31日」を「5月15日」に改め、第9章中同条を第206条とする。

第191条中「4月30日」を「4月15日」に改め、同条を第205条とし、第190条を第204条とし、第188条から第189条までを14条ずつ繰り下げる。

第9章を第10章とし、第8章の次に次の1章を加える。

第9章 債権

(督促)

第188条 管理者等は、その所掌に属する債権について督促をしようとするときは、履行期限後30日以内に、督促状により期限を指定して行わなければならない。

2 前項の督促状により指定すべき期限は、督促状を発送した日から起算して14日以内とするものとする。

(強制執行等)

第189条 管理者等は、その所掌に属する債権について督促がされた後、督促状の指定期限後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第171条の2の規定に基づく強制執行等の措置をとらなければならない。

2 地方自治法施行令第171条の2第1号の規定に基づき保証人に対して履行を請求する場合の催告は、催告状により行うものとする。

(履行期限の繰上げ)

第190条 管理者等は、その所掌に属する債権について地方自治法施行令第171条の3の規定

による履行期限の繰上げの通知を発送したときは、遅滞なく、債務者に対し、履行期限を繰り上げる旨の通知をしなければならない。

(債権の申出)

第191条 管理者等は、その所掌に属する債権について、次に掲げる理由が生じたことを知った場合において、法令の規定により、道が債権者として配当の要求その他債権の申出をすることができるときは、直ちに、その措置をとらなければならない。

(1) 債務者が強制執行を受けたこと。

(2) 債務者が国税若しくは地方税又はその他の公課について滞納処分を受けたこと。

(3) 債務者の財産について競売の開始があったこと。

(4) 債務者が破産手続開始の決定を受けたこと。

(5) 債務者の財産について企業担保権の実行手続の開始があったこと。

(6) 債務者である法人が解散したこと。

(7) 債務者について相続の開始があった場合において相続人が限定承認をしたこと。

(8) 第4号から前号までに定める場合のほか、債務者の総財産について清算が開始されたこと。

(徴収停止)

第192条 管理者等は、その所掌に属する債権について、地方自治法施行令第171条の5の規定に基づく措置をとろうとするときは、徴収停止決定書により行うものとする。

2 管理者等は、前項の措置をとった後、事情の変更等により、その措置を維持することが不適当となったことを知ったときは、直ちに、徴収停止取消決定書により、その措置の取消しをしなければならない。

(履行延期の特約等の手続)

第193条 地方自治法施行令第171条の6の規定による履行延期の特約等は、債務者からの履行延期の申請に基づいて行うものとする。

2 管理者等は、前項の申請を受理したときは、その承認又は不承認を決定し、その旨を当該債務者に通知するものとする。

(履行延期の特約等に係る措置)

第194条 管理者等は、その所掌に属する債権について履行延期の特約等をする場合には、次条又は第196条に該当する場合を除き、担保を提供させ、かつ、利息を付するものとする。

(担保の免除)

第195条 次に掲げる場合には、担保の提供を免除することができる。

(1) 債務者から担保を提供させることが公の事務又は事業の遂行を阻害する等公益上著しい支障を及ぼすこととなるおそれがある場合

(2) 同一債務者に対する債権金額の合計額が10万円未満である場合

(3) 履行延期の特約等をする債権が債務者の故意又は重大な過失によらない不当利得による返還金に係るものである場合

(4) 担保として提供すべき適当な物件がなく、かつ、保証人となるべき者がいない場合
(延納利息の免除)

第196条 次に掲げる場合には、延納利息を付さないことができる。

(1) 履行延期の特約等をする債権が地方自治法施行令第171条の6第1項第1号に規定する債権に該当する場合

(2) 履行延期の特約等をする債権が法令の規定により違約金を免除することができることとされている債権に該当する場合

(3) 履行延期の特約等をする債権が債務者の故意又は重大な過失によらない不当利得による返還金に係るものである場合

(4) 履行延期の特約等をする債権が貸付金に係る債権その他の債権で既に利息を付することとなっているものである場合

(5) 履行延期の特約等をする債権の金額が2,000円未満である場合

(6) 延納利息を付することとして計算した場合において、当該延納利息の額の合計額が500円未満となるとき。

(履行延期の特約等に付する条件)

第197条 管理者等は、履行延期の特約等をする場合には、次に掲げる趣旨の条件を付するものとする。

(1) 当該債権の保全上必要があるときは、債務者又は保証人に対し、その業務又は資産の状況に関して、質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めること。

(2) 次の場合には、当該債権の全部又は一部について、当該延長に係る履行期限を繰り上げることができること。

ア 債務者が道の不利益にその財産を隠し、損ない、若しくは処分したとき若しくはこれらのおそれがあると認められるとき又は虚偽に債務を負担する行為をしたとき。

イ 当該債権の金額を分割して履行期限を延長する場合において、債務者が分割された弁済金額について履行を怠ったとき。

ウ 第191条各号のいずれかに掲げる理由が生じたとき。

エ 債務者が第1号の条件その他の当該履行延期の特約等に付された条件に従わないとき。

オ その他債務者の資力の状況その他の事情の変化により当該延長に係る履行期限によることが不適当となったと認められるとき。

2 管理者等は、第195条又は第196条の規定により担保の提供を免除し、又は延納利息を付さないこととした場合においても、債務者の資力の状況その他の事情の変更により必要が

あると認めるときは、担保を提供させ又は延納利息を付することができる旨の条件を付するものとする。

(債務名義の取得)

第198条 管理者等は、その所掌に属する債権（債務名義のあるものを除く。）について履行延期の特約等をする場合には、当該債権について債務名義を取得するため必要な措置をとらなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合にあっては、この限りでない。

(1) 履行延期の特約等をする債権に確実な担保が付されている場合

(2) 第195条第2号又は第3号に掲げる場合

(3) 強制執行をすることが公の事務又は事業の遂行を阻害する等公益上著しい支障を及ぼすこととなるおそれがある場合

2 管理者等は、債務者が無資力であることにより債務名義を取得するために要する費用を支弁することができないと認める場合においては、前項の規定にかかわらず、その債務者が当該費用及び債権金額を併せて支払うことができることとなるときまで、債務名義を取得するために必要な措置をとらないことができる。

(免除)

第199条 管理者等は、その所掌に属する債権について、地方自治法施行令第171条の7の規定により当該債権を免除したときは、その旨を債務者に通知しなければならない。

(不納欠損の処理)

第200条 管理者等は、調定済額について不納欠損の処理をするときは、会計伝票によりその欠損を整理しなければならない。

(債権管理等の関係規程)

第201条 債権の管理等に関する事務は、法令及びこの規程に定めるもののほか、北海道債権管理条例（平成30年北海道条例第3号）で定めるところによるものとする。

別表第5中「第207条」を「第221条」に改める。

第1号様式第1葉、第2葉及び第3葉中

加入者名	北海道病院事業管理者等	振替口座	
取りまとめ金融機関			

を

取りまとめ金融機関			
-----------	--	--	--

加入者名	
振替口座	

に改め、同様式第4葉中

金額										円	
納入の目的											
納入期限	年	月	日								
調定納入（通知書発行）年月日	年	月	日								

を

調定額										円	
納入の目的											
納入期限	年	月	日								
調定（納入通知書発行）年月日	年	月	日								

に改める。

第7号様式第1葉中

加入者名	北海道病院事業管理者等	振替口座	
取りまとめ金融機関			

を

取りまとめ金融機関	
加入者名	

振替口座	
------	--

に、「納入者用」を「納付者用」に改め、同様式第2葉及び第3葉中

加入者名	北海道病院事業管理者等	振替口座	
取りまとめ金融機関			

を

取りまとめ金融機関	
加入者名	
振替口座	

に、「納入者」を「納付者」に、「納入の目的」を「納付の目的」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行の際現にこの規程による改正前の北海道道立病院局財務規程に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規程による改正後の北海道道立病院局財務規程（以下「改正後の規程」という。）の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

3 改正後の規程第2条第2号の規定にかかわらず、平成30年3月31日までに生じた北見病院に係る債権及び債務の処理については、別に定めるところによる。

4 改正後の規程第2条第2号の規定にかかわらず、平成31年3月31日までの間、北見病院に企業出納員を置き、同病院の事務長をもって充てる。

北海道道立病院局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年3月30日

北海道病院事業管理者 鈴木信寛

北海道病院事業管理規程第22号

北海道道立病院局組織規程の一部を改正する規程

北海道道立病院局組織規程（平成29年北海道病院事業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項の病院経営課の事項(2)中「こと」の次に「（経営改革課の主管に属するものを除く。）」を加え、同項の経営改革課の事項に次のように加える。

(4) 派遣職員の身分的取扱い等に係る調整に関すること。

第4条第4項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 経営改革課に指定管理室を置き、次の事務を分掌させる。

(1) 指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。第7条第3項において同じ。）に関すること。

(2) 派遣職員の身分的取扱い等に係る調整に関すること。

第7条第1項中「一般病院」の次に「のうち江差病院及び羽幌病院」を加え、同条に次の1項を加える。

3 北見病院にあっては、指定管理者による運営を行う。

第11条第1項中「総合発達支援センター」を「薬剤部、総合発達支援センター、リハビリ・栄養部」に改め、同項の放射線部の事項の次に次の1項を加える。

薬剤部

(1) 薬剤に関すること。

(2) 薬局の管理に関すること。

(3) 医薬材料の整備及び受払いに関すること。

(4) 医薬材料に係る諸記録の整理及び保管に関すること。

第11条第1項の総合発達支援センターの事項の次に次の1項を加える。

リハビリ・栄養部

(1) リハビリテーションに関すること。

(2) 栄養指導に関すること。

別表第3の(1)の事項副主幹の項の次に次のように加える。

技術主幹	上司の命を受け、医療技術に関する特定の事項に従事する。
看護主幹	上司の命を受け、看護に関する特定の事項に従事する。
連携主幹	上司の命を受け、地域連携に関する特定の事項に従事する。

別表第3の(1)の事項専門幹の項の次に次のように加える。

副主査	上司の命を受け、特定の企画調整等に関する事務に従事する。
-----	------------------------------

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

北海道道立病院局処務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年3月30日

北海道病院事業管理者 鈴木信寛

北海道病院事業管理規程第23号

北海道道立病院局処務規程の一部を改正する規程

北海道道立病院局処務規程（平成29年北海道病院事業管理規程第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第7号中「除く」を「含む」に改める。

第5条中「本庁」を「当該次長の職務」に改め、同条に次の1項を加える。

2 次長は、第4条の規定により部長が専決することができる事項のうち、あらかじめ部長の指定するものを専決することができる。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

北海道病院事業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年3月30日

北海道病院事業管理者 鈴木信寛

北海道病院事業管理規程第24号

北海道病院事業職員給与規程の一部を改正する規程

北海道病院事業職員給与規程（平成29年北海道病院事業管理規程第15号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第3号中「次に掲げる職員」の次に「及びこれらの職員と同等の職務に従事する者として別に指定する職員」を加え、同号ケを削る。

別表第3本庁の項中

主幹	4種
----	----

を

指定管理室主幹	3種（管理者が別に定める場合にあっては、5種）
主幹	4種
看護主幹	5種

に改め、同

表子ども総合医療・療育センターの項中

地域連携課長	を
--------	---

「薬剤部長
地域連携課長

」に改める。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第3条第1項第3号の改正規定は、平成29年4月1日から適用する。
